

令和2年第6回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和2年6月16日(火) 午後2時00分
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | | | |
|-----|--------|-----|--------|-----|-------|
| 議長 | 山本 正二 | | | | |
| 1番 | 倉増 知 | 2番 | 宮崎 春夫 | 3番 | 俵 薫 |
| 4番 | 伊藤 新司 | 5番 | 安部 好恵 | 6番 | 岸 英法 |
| 7番 | 村上 浩一 | 8番 | 石田 健治郎 | 9番 | 櫛崎 宣明 |
| 10番 | 伊藤 美和子 | 11番 | 萬代 泰生 | 12番 | 井町 哲 |
| 13番 | 武藤 康志 | 14番 | 縄田 善博 | 15番 | 安富 法明 |
| 16番 | 伊藤 太一 | 17番 | 馬屋原 眞一 | 18番 | 桑原 正彦 |
| 19番 | 山本 正二 | | | | |
- 4 出席推進委員
- | | | |
|-------|-------|-------|
| 大石 洋典 | 篠田 巧 | 田口 幸雄 |
| 山縣 正明 | 山田 孝治 | |
- 5 欠席農業委員
- 6 欠席推進委員
- | | |
|-------|-------|
| 阿川 伸美 | 原田 一馬 |
|-------|-------|
- 7 事務局
- | | |
|----------|----------|
| 主幹 中村 正寿 | 主事 小幡 和希 |
|----------|----------|

事務局	午後 2 時開会 互礼。
議長	<p>それでは、只今より令和 2 年第 6 回総会を開催いたします。本日の出席委員は 18 名全員出席、よって定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。それでは、美祢市農業委員会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を議長の方より指名をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。（「はい」の声）ありがとうございます。それでは指名をいたします。5 番、安部委員。8 番、石田委員。よろしく願いいたします。前回の総会の最後にまたみなさんの方におつなぎしますというような形でいました件が 1 件ほどですね、県の方より回答が来ました。実は農業新聞の方には記事として出ておりましたけれど、規制緩和推進協議会、規制改革推進会議からですね、農地法の一部の規制緩和についてが議論されたようです。そのなかでですね、農地の転用上限面積 2 a 未満、これまでもありましたけれど、届出で、許可申請で許可を出しておいた案件ですが、これについてですね、緩和をして許可と届出も必要、いらぬんじゃないかというふうな、無くそうじゃないかという問題がでておりました。それについていろいろ調べましたところ、これは県の方が調べたんですが、農林水産省の方はこの規制緩和は難しいんじゃないかとやらない方がいいんじゃないかということで参議院の農林水産委員会において、これについて見解を聞かれた農林水産大臣は、謹んでいたこういう規制緩和はやるべきではないというふうな回答をしております。よってなぜこれを私がですね県の方にこの問題についてどのようにしたらいいだろうかと、私としては反対なだけけれどというふうな形で県の方に持ち込んだんですが、私が持ち込んだ時にはまだ、農業会議自体この問題について全くと言っていいくらい知らない状態でした。先月の農業会議、常設審議委員会は、どう言ったらいいんですかね、文章による採決で実際には開かれませんでした。その後でですね、実は今月の常設審議委員会の後、総会、があります、農業会議の方の総会がありまして、その総会のための理事会が同じ日にありました。さすがの理事会は文章での採決とはいきませんので、私達理事は出席してですね、やった後に、この問題についてちょっと緊急を要するんで、どうだろうかというふうな形で質問してまいりました。それでですね、実際に県の農業会議の中で議論したわけでもありませんが、今月ですね 18 日に農業委員会の事務局長会議があります。その会議の中で、再度、事務局サイドの方では、この問題どう思うんだということについて議論を県の方はしていきたいというふうにしておるようです。それを受けてまた、26 日にあります常設審議委員会、県の農業会議の会議の中でもこの問題について問われるんじゃないかというふうに思っております。ちょっとそれがですね、先月、今日の議案の中に出てきますけれど、先月全く同じような問題、同じような転用願いが出たんですけれど、圃場整備された三反近くある田んぼのど真ん中に 200 m² 未満の農舎を建てるという問題が出ました。かなりちょっとひどい話で、やめてくれということで、相手の方はかなりけんか腰になって私が持っていた書類をたたき落とすくらいのところに行</p>

	<p>きまして、これ以上けんかをしてとも思ひまして、その場で伊藤委員もいらっしやいましたけれど、警察に電話をしまして、警察来ましたがその場でものすごくもう言わなくなって、指導をされるようにきちんとやりかえますということで今月また再度、その案件は入れております。そのような形でこれを放置すると圃場整備をされておろうがおるまあが、農地のどの部分であろうが、200㎡未満であれば許可も何もいらないのであればどこでもできると、早い話がもうひとつ大きな問題があるのは、3条許可の全部耕作要件、私は法律に反して、転用したんじゃない、これは、転用できますよというふうに法律に規制緩和で書かれておりますんで転用したんです、何が悪いんですかということで逃げることもできます。それと1年に200㎡ですから、それを毎年毎年、毎年毎年繰り返していくことによって、5年間やれば1000㎡になりますし、10年やれば2000㎡になります。このような事になりますと、かなりの大きな抜け穴になって、3条の全部耕作要件なんて必要なくなるんじゃないかというふうに思われておりますので、このへんについても、今後の成り行きはまた、結論が出次第またみなさんの方にお知らせをして行こうと思います。まだ、これ決定をしたわけではございませんので、勘違いをされて200㎡未満は勝手に転用できるよなんてというふうに勘違いをしないでほしいなというふうに思っております。ちょっと、長くなりましたけれど、そうゆうふうな問題が出ております。それでは、議事に入りたいと思います。議事順位第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。番号1から2までを事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2件朗読。</p> <p>1件目。遠方に居住しており耕作管理が困難な譲渡人から申請地を買い受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、自作地借り受け地について、適正に耕作されています。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は、基準を満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障は無いものと考えます。以上のとおり農地法第3条第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。農業経営拡大のため申請地を買い受けるものです。●●●の農地につきましては、今月の26日に行われる常設審議委員会にかけられ転用の許可が下りる見込みです。この件につきましては、農地法第3条第2項の第1号から第7号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい。それでは、現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>

2 番	<p>それでは、報告いたします。2 番、宮崎です。当日はですね、事務局 2 名と会長さんと、私と 1 番倉増さんの 5 人でですね、現地をまわらせていただきました。</p> <p>1 番のですね現地につきましては、私は美祢市内はあまり詳しくございませんが、美祢市の●●●の付近だったと思います。隣には●●●も確か見当たった部分で、その隣にですね小さな畑状の農地をですね、見させていただきました。若干放置の草がですね生えておりましたが、別に問題はないと思います。ここにつきましては、今後はですね、季節の野菜を作りたいというような形で農地を求められたそうでございます。別に問題無いような、見当たらないと参りましたのでご審議をお願いしたいと思います。以上です。</p>
議長	2 番。
2 番	<p>はい。あわせて、2 番にまいります、●●●の●●地区というところだと思います。申請地につきましては、基盤整備はされておきませんが、ちょっと山の奥あたりの 3 枚の田んぼがありました。で、今現在はもう直播をされてですね水稲が作付けされておりました。結構、ヒエ等も見当たりましたが、管理には問題ないと思います。周辺はフェンスがされておりましたのですが、周辺のまわりにつきましては、さほど問題になるような点は無かったと思います。ご審議をよろしく願いいたします。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは、地元委員より補足説明ありましたらお願いいたします。
2 2 番（推進委員）	地元委員の山縣です。今、宮崎委員さんが言われたように、別段問題はないと思いますのでよろしくお願いいたします。
議長	はい。2 番目。それと、私の方からちょっと補足をおきます。この●●さんが今実際には借りて耕作をしておられる農地でございます。ですので、取得される農地と今耕作している農地はいっしょなんよね。違う。
事務局	違います。
議長	違うんか。すみません。実際には行った農地は、現在●●さんが耕作されておる 3 枚を見にまいりました。後については、ちょっと●●●のもんですんで、ちょっと美祢市ではありませんので、●●●の農業委員会の方に確認をとっております。それと、先程、

	<p>宮崎委員の方から、圃場整備はという話がありましたが、ここは圃場整備がされております。次のところの畑以外は圃場整備がされている農地でございます。よろしくお願いいたします。委員のみなさんより何かご意見ございましたら、よろしくお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは、採決に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第1号は、原案の通り決定を致します。それでは続きまして、議事順位第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。番号1から4までを、事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>4件朗読。</p> <p>1件目。申請者は美祢市に本店を置く建設業を営む法人です。申請地は、●●●●から南東へ580mの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。工事の受注量増加に伴い、隣接の資材置場が手狭となったため、申請地を取得し、資材置場を増設するものです。この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。申請者は山口市に本店を置く建設業を営む法人です。申請地は、●●●●から北東へ3.5kmの位置にある農用地区域内にある農地です。●●●●道路改良工事に伴う事務所及び従業員駐車場を設置するものです。農用地区域内の転用ですが、一時的な転用であって当該利用目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められるものであり、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し許可の対象となるものです。おってこの事案につきましては一時転用ですので事業終了後には原状回復をする旨が記載された誓約書が提出されています。この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>3件目、4件目。申請者は市内に本店を置く建設業を営む法人です。申請地は、●●●●から西へ1.5kmの位置にある農用地区域内にある農地です。河川災害復旧工事に伴う資材置場を設置するものです。農用地区域内の転用ですが農地法施行令第11条第1項第1号に該当し許可の対象となるものです。おってこの事案につきましては一時転用ですので事業終了後には原状回復をする旨が記載された誓約書が提出されています。この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>

	<p>以上でございます。ご審議の程宜しく申し上げます。</p>
議長	<p>はい。それでは、現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。3、4番につきましては一括でよろしゅうございますのでお願いします。</p>
2番	<p>はい。引き続き、2番、宮崎です。現地は●●の地区だったと思います。場所的にはちょっと把握はしかねますが、現地につきましては、水田が3枚程度段々であったような感じだったと思います。管理はですね、さほどねつい管理はなくて草が結構生えておりました。そこには、もう既に●●●●の資材置場が図面上でわかると思いますが、ありました。その●●●●さんの資材置場の延長というような形で、申請がなされておる様な状況でありました。周囲にはですね。太陽光の施設も若干見えましたが、さほど、問題になる様な点はなかったような気がします。奥の方に住居が一軒見えましたが、それにつきましても問題はないというふうに思いました。以上でございます。</p>
1番	<p>続いて2番ですけど、●●でこれは場所はですね、●●から●●に行く手前300mくらいから●●の方に行く道がありますが、その途中です。●●●の資材置場ということでまわりにも全然問題があることは無いと思いますのでご審議の方をよろしく願いいたします。それで3番の方はですね、●●から●●に抜ける道がありますが、それで●●から行きますとすぐ梨園があります。それで梨園を過ぎたところから左側に入る道があるんですが、その近くの現場です。これも周りにもなにも全然問題になる所が無いと思いますので、ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。ちょっと場所的なものを補足しておきます。1番につきましては、●●の向こうの●●●と●●●の交差点の●●●を●●●に行きまして、●●の方に行きまして、すぐまた信号がございます。この信号を左に曲がりまして、目の前に市営住宅があるんですが●●の市営住宅があります。その市営住宅のところを変則的な三差路になってるんですが、右に曲がって行った所の目の前の辺りにあります。●●の方につきましては、●●●につきましては、しいて大きなあれでポイントで言えば、●●●ですかいね、●●●ですか、●●●ですね、●●●の●●●、池の手前です。●●●の方については、分かると思いますので。</p> <p>それでは、地元委員さんより補足説明ございましたらお願いいたします。</p> <p>1番。欠席です。2番。</p>

18番	はい。18番、桑原です。ここはですね。先程、話が出ました●●●の所から手前約300mくらいのところですかね、田んぼについては、自己保全がなされた田んぼで目の前の道路からちょっと1mから1m50くらい高いところにあります、工事に関わる建物が建ったり、駐車場周りに与える排水とか雨水とかの問題については全く影響ございません。田んぼもここだけ、独立したような田んぼですので周りの田んぼにも影響無いと思いますので、ご審議の程よろしく願いいたします。
議長	3番4番。
9番（推進委員）	推進委員の篠田でございますが、先程、事務局また宮崎委員さんの方から説明がありましたので、あまり言う事は無いわけですが、今の3番4番です。これは工事にあたって、これはどうしても必要なものでございますので、しいて問題になるようなことではないかと思えます。ただ、周りにはもう牧草ばかりなんです。水田等は一切ございませんので、影響は全くないので、問題ないと思えます。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。では、委員のみなさんより何かご意見ございましたら、お願いいたします。 それでは、私の方からもうひとつ補足しておきます。1番につきましてへりに●●●さんの資材置場がございますけど高さ的に段がつかます。独立した資材置場になるというふうに思えます。入り口だけは既存の資材置場を通過して入って行くようになるんじゃないかなというふうに考えております。91.50と99.20という高さが出ております。これ海拔の基準点からとった高さのようです。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは採決に移りたいと思えます。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	はい。ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第2号は、原案の通り決定をし、常設審議委員会に附します。 それでは続きまして、議事順位第3 議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。
事務局	朗読。 それでは、今日お手元の方に配布しております、令和2年6月30日告示の利用集積計画、をご用意下さい。1ページ目をお開け

	<p>いただきますと、今回の詳細が書いてありまして、新規、全て新規で、設定面積が13001㎡でございます。設定する方ですが、貸し手が6名、受け手になる方が5名でございます。詳細なる内訳は、4ページ目の方に貸し手ごとの記載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件、そして農用地の利用集積計画が基本構想に適用する事、農用地を効率的に利用して耕作する事、耕作に必要な農作業に常時従事する事の利用計画要件を満たしていると考えますので、よろしくご審議お願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見等ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは採決に移りたいと思っております。議案第3号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第3号は、原案の通り決定をいたします。それでは続きまして、議事順位第4 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届についてを、事務局より報告並びに朗読をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1件朗読。 申請地は●●●から北東に3.9kmの位置にある農地です。農道63㎡、農機具倉庫192㎡の設置をする届出です。以上報告いたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
1番	<p>これはですね。場所はですね。●●●にぶどう園がありますけど、あの方に入っていく道の途中で、この前の現地調査に行つて場所の確認と位置の確認をいたしましたけど、当初より道側から2mと言いましたけど、それを1m50まで寄していただいて申請通りにやられて別に問題はないと思っております。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明ございましたらお願いいたします。</p>

23番（推進委員）	伊佐地区の山田です。別に倉増委員が言われたように、別に支障はないと思いますので、審議の方よろしくをお願いします。
議長	<p>はい、ありがとうございます。ちょっと訂正があります。11ページの図面に太走りと書いてあります。犬走りの間違いです。それと倉増委員が言われました位置的な問題について、2mが1m50になったという今話がありましたけれど、この犬走りの端からこちらに私道が私道もしくは農道なんです、ありますけれどこの法面から2mほど農地が残る様な形で、倉庫の敷地の申請が出ておりました。2mほど農地残してもらっても、農地としての管理が出来なくなりますので農道の方にいっぱいにつけてくださいということで、ここの11ページの図面にもありますように農道の法下から1.5mほど犬走りを残すということでぐるり一周犬走りは1.5m残るということで、中に9mと15mですかの農舎を建てるということでございます。委員のみなさんよりなにかご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）先程の最初に話をしました案件がこの案件でございます。田んぼの真ん中にこれを作るということで、道も何にもなしで作るという事でしたんですがこれが、今後許可も届出も何も必要なくなると、大変な事になるんじゃないかなというふうに思いまして、いろいろ資料をめぐっておりましたら、そのような規制緩和の話が出てまいりましたので、県の方にもただした次第でございます。今後、いい方向に行けばいいと思っております。特に意見も無いようでございますので、終わらせていただきます。</p> <p>それでは、議事順位第5 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届についてを事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1件朗読。</p> <p>申請地は●●●●から北東に2.9kmの位置にある農地です。携帯基地局進入路を設置する届出です。</p> <p>以上報告いたします。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは、現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
2番	はい。2番、宮崎です。現地につきましては、住居の目の前といたしますか、その部分で三角形の形だったと思われはます。別に周辺等には問題ないとわたくしは感じました。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長	はい、それでは、地元委員さんより現地の場所等について簡単に説明をお願いします。
6 番（推進委員）	はい、推進委員の大石です。今、現地の説明ございましたけども、●●●から東に4、500mくらいのところ、●●●から東に4、500mくらいが今回の報告されてる位置でございます。あとは特段追加する内容ございません。よろしくお願いします。
議長	はい、ありがとうございます。ちょっと今では分からない人も多いかと思しますので、●●●の●●よりの所から●●という所に●●●道路というのがございます。その●●●を上がって行きまして●●の集落が終わりまして、坂を登りきったところに、右側に降りる道があります。降りてすぐの所でございます。三角の小さな畑でございます。 委員のみなさんより何かご質疑等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは、特に発言ないようでございますので、以上で報告第2号を終わらせていただきます。 それでは、続きまして、議事順位第6 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを1から4までを事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。
事務局	4件朗読。 1件、2件目は、これから自己管理をされるため、双方の合意により解約されたものです。 3件目、4件目につきましては、新たに利用権を設定するため、双方の合意により解約されたものです。 以上報告します。
議長	はい、ありがとうございます。1件目、2件目は、ひとつの案件ですよ。3件目、4件目は。別の案件。上のやつは、自己管理。下のふたつは。次の。
事務局	利用権、決まっています。
議長	はい、ありがとうございます。今、報告があった通りでございます。みなさんの方でなにかご意見等ありましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。はい。どうぞ。
16番	今の、利用権ですけどね。先程出た●●●さんと●●●さん、物件は同じ訳ですけど、このこっちは今の方では住所が全く違うん

	<p>ですが、そのへんは転居されたということでもいいんですか。分かります？今の。</p>
事務局	<p>はい。今説明した、合意解約の方の住所が以前の住所になります。利用集積計画に書いてある住所が現在の住所になります。</p>
16番	<p>集積の方ね。はい。わかりました。どうもありがとうございます。</p>
議長	<p>はい。他に何かございませんか。よろしゅうございますか。</p> <p>はい、発言も意見も出尽くしたようでございます。以上で報告第3号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは、続きまして、議事順位第7 報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書についてを事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今回5つの法人さんが提出されました。14ページ目以降にございまして、まず、14ページ目が農事組合法人●●●●さん、それから、17ページ目に農事組合法人●●●●さん、そして19ページ目に農事組合法人●●●●さん、で、そして、21ページ目に農事組合法人●●●●さん、23ページに農事組合法人●●●●さんから提出されております。それで、法人の4つの要件についてこのたび確認いたしましたして、14ページ目の農事組合法人●●●●さん、この下の農作業従事日数ですが、今回水が無かったので、作付が出来なかったということで農作業従事日数が少し少なくなっております。それで、この4つの要件、法人の組織形態要件、そして事業の要件、主となる事業が農業であること、それと構成員の要件と執行役員の要件を確認いたしました。それで、この提出された事業の要件を確認された事、概ね適正であることを確認いたしましたのでご報告申し上げます。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見ありましたら、お願いいたします。もし、無いようでしたら僕の方からちょっと、15ページ、16ページ農業関係者のところ、これ重複しとるんじゃないんですかね。この●●●●さんていうの。</p> <p>(発言多数で聞き取り不能)</p>
16番	<p>同じのが出て来とる。</p>
議長	<p>の様な。</p>

16番	構成員の状況が。同じものが2枚ある様な。
議長	ある様な。片方は稲作に関わる。片方は田植え、草刈りて書いてある。
16番	違うちゃあ違う
議長	ここは違うけど、まったく同じものに。 (発言多数で聞き取り不能)
議長	じゃから、15ページの方を削除しても問題ない。
16番	15は削除せんじゃろう
議長	あの、15ページの方を削除しても問題ないという事です。 (発言多数で聞き取り不能)
議長	他にございませんか。無いようでしたら、終わらせていただきますが、よろしゅうございますか。(「はい」の声) 報告第4号を終わらせていただきます。 それでは、続きまして、議事順位第8 報告第5号 目標及び達成に向けた活動の点検・評価及び活動計画の決定についてを事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。
事務局	それでは、今日配布しております、今回の議案書と一緒にお配りさせていただいております資料ですが、別紙資料1で書いてあります「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」その2ページ目をめくっていただきますと別紙様式2の令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の案でございます。本来なら一つずつ説明するわけなんですけど、今回時間の関係と

	<p>か、コロナウィルスの関係でございまして、もう詳細にですね、吹き出しで分かるようにしております、別紙様式2の令和元年度の方の点検と評価ですが、ずっと農業振興部会の方で話し合いました、この今の太く囲んであります活動の実績とか目標に対する評価というのを点検いたしました。そして、別紙様式1の方には、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の案といたしまして、これも吹き出しで書いて、太枠で書いております。課題とか目標とか活動計画を記載しております。これはもう平成21年に農業委員会の適正な事務実施についてということで、農水省の方から配信されまして、その中に点検と評価を行いなさいということでございます。平成28年の法改正により、農地等の利用の最適化の推進について公表しなければならぬということになりまして、これを6月末までにホームページ等に公表しなければならぬので、農業振興部会の方でいろいろ作成致しましたのでこれでよろしいかご審議をよろしく願いいたします。これでよろしいかご報告を申し上げます。以上です。</p>
議長	<p>はい。只今事務局より、説明がございましたけれど、委員のみなさんより、なにかご質問等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。発言等特に無いようでございますので、以上で報告第5号を終わらせていただきます。それでは、その他の項に移りたいと思います。農業相談日はございませんでしたので、今月はありません。あとは、今後の日程等について、事務局よりですが、その前に委員のみなさんよりなにか特にご意見等ございましたらお願いいたします。</p>
6 番	<p>ひとつ。会長。事務局の方から美祢市の農業対策についての要望、原案というのを事前に書類が届いておると思います。これ原案ですから、これで読んでいただいていると思うんですが、ご意見があれば事務局の方へ伝えていただきたいと思います。で、なければですね、この7月、次の総会、次の総会の方に案を出して、ご承認を頂くようお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>他に無いようでしたら、今後の日程について事務局の方よりお願いします。</p>
事務局	<p>はい、それではすみません。先程、その他の事項で今さっき岸委員さんが言われました、市長へのですねの要望事項、農業振興部会がまとめ、市長への要望事項、これを次回の総会終了後、会長さんそして代理さんそして両部会長さんとで美祢市の農業施策についてということで要望しに行こうと考えております。続きまして今後の日程の方ですが、一枚の、今日お配りしております用紙をご説明いたします。次回の総会ですが、7月17日、先程会長が言われましたが、午後2時からこの市民会館、2階のこの大会議室で行います。今、太字で書いてあります懇親会は中止となりました。農業相談日は7月14日の火曜日、時間は9時からでございます。美祢地区は馬屋原委員さん、美東地区は倉増委員さん、秋芳地区は伊藤太一委員さんをお願いいたします。現地調査で</p>

事務局	<p>すが、7月7日の火曜日、時間は9時からを予定しております。当番委員さんは、伊藤太一委員と桑原委員さん、最後ですけどよろしくお願いたします。事務所の方に8時50分までご集合してください。それから、私の方からですが、今日、議会の方で、市議会の方で事務局長が出席して、農業委員さんの議会で同意を受けております。今度は最適化推進委員さんの方の任命については農業委員会等に関する法律の第17条第5に会長から委嘱という形になります。それについては美祢市農業委員会会議規則第1号及び第2号の方にですね、選考委員により選考するようになりますが、この選考委員は農業委員の中から7人以内でもって組織するそして委員は互選と書いてあるわけなんです、この中には選考委員になれない人も書いてありまして、推進委員に推進した人、そしてされた人、そして推進委員に応募した人は委員に充てることはできないと書いてあります。今回、新型コロナウイルスの関係で議事をスムーズに進めるために、事務局案として、次の方をお願いしたいと考えております。美祢地区は、萬代委員さん、石田委員さん、縄田委員さん、そして美東地区は、岸委員さんと村上委員さん、秋芳地区は俵委員さんと武藤委員さんをお願いしたいと考えております。この会議は、改めて文章で差し上げますが、6月末ぐらいに開催したいと考えております。次に、次の、次の次になりますけど、改選後の初総会でございます。7月20日の月曜日、午前10時からこの市民会館大会議室で行うようになりますので、また案内はいたしますので必ず出席をお願いいたします。内容ですが会長の互選と職務代理者の互選、そして担当地区の割り振りが主な内容になります。以上です。</p> <p>それでは、終わりたいと思います。</p> <p>号令</p>
-----	---

午後 3 時 1 0 分閉会。

議事録は正確なることを認め署名、押印する。

令和 2 年 6 月 1 6 日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

--	--

